

東京ミッドタウン町会会則 目次

第 1 章 総則

- 第 1 条 (名称)
- 第 2 条 (区域)
- 第 3 条 (事務所)

第 2 章 目的

- 第 4 条 (目的)
- 第 5 条 (活動内容)
- 第 6 条 (財源)

第 3 章 会員

- 第 7 条 (会員)
- 第 8 条 (会費)
- 第 9 条 (入会)
- 第 10 条 (退会)
- 第 11 条 (拋出金品の不返還)

第 4 章 組織

- 第 12 条 (部)

第 5 章 役員

- 第 13 条 (役員)
- 第 14 条 (役員の職務)
- 第 15 条 (会計監査)
- 第 16 条 (役員の選出)
- 第 17 条 (役員の任期)

第 6 章 会議

- 第 18 条 (会議の種類)
- 第 19 条 (議決権)
- 第 20 条 (総会の開催と運営)
- 第 21 条 (役員会の開催と運営)

東京ミッドタウン町会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、東京ミッドタウン町会（以下「本会」という。）という。

(区域)

第2条 本会の区域は、東京都港区赤坂9丁目7番所在の東京ミッドタウンとする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、東京ミッドタウンマネジメント株式会社内に置く。

第2章 目 的

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、地域コミュニティ活動の推進を行うことを目的とする。

(活動内容)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するために次の活動を行う。本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 防火、防災、防犯、交通安全、環境美化に関すること。
- (3) イベント、祭礼に関すること。
- (4) 本会および事務所の管理運営に関すること。
- (5) 公共諸団体や地域諸団体との連絡および協調に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要なこと。

(財源)

第6条 本会の運営に関わる経費については、第8条に定める会費や寄付金、その他収入により賄う。

第3章 会 員

(会員)

第7条 第2条に定める区域に住宅を賃借または転借する世帯または法人は、第9条第1項の手段により本会の会員になることができる。

2. 第2条に定める区域における事務所および店舗の賃借人または転借人は、第9条第1項の手段により本会の会員になることができる。

(会費)

第8条 会員は、事務局が別途定める会費を負担する。

2. 会費を滞納している会員については、それが完済されるまで会員としての権利の行使を停止する。なお、会員としての権利の行使は、完納した時点で復活することとし、完納しても、滞納中の権利は復活させない。

(入会)

第9条 本会に入会を希望する者は、会長または事務局に届け出るものとする。

2. 本会は、第7条に定める会員資格を有する未入会会員に対して、入会の案内を行うことができる。

(退会)

第10条 会員が退会を希望するときは、会長または事務局に届け出るものとする。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。
 - (1) 第7条に定める会員の資格を有しなくなったとき。
 - (2) 死亡または本会が解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が一旦納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。ただし、退会時以降の会費を前納していた場合は、会員からの申し出により返還する。

第4章 組 織

(部)

第12条 本会は、第5条で定める活動を行うために、次の各部を置く。

- (1) 防犯防災部
- (2) 環境美化部
- (3) コミュニティ部

2. 本会は、一般事務および会計業務を行う機関として、事務局を置く。事務局は東京ミッドタウンマネジメント株式会社が務める。

第5章 役 員

(役員)

第13条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 部 長 3名（第12条に定める各部ごとに1名）
- (4) 監 事 1名

(役員の仕事)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 部長は、各部の活動を統括する。
4. 監事は、本会の会計を監査する。

(会計監査)

第15条 監事は、本会の財産管理ならびに出納事務に関して執行管理を行い、総会にてその実績を報告し、承認を得る。

(役員の選出)

第16条 役員は、本会設立時においては、事務局が会員の中から候補者を選任し、総会の議決に基づいて役員を決定する。

2. 会長は、役員の任期満了日までに、次期役員の候補者を会員の中から選任し、総会の議決に基づいて次期役員を決定する。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、役員は、辞任した場合または任期満了の場合であっても、なお会員である場合に限り、後任者が選任されるまでは引き続きその職務を行う。

2. 役員に欠員が生じたときは、会長が補欠役員を選任する。この場合、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

(会議の種類)

第18条 本会の会議は、次のとおりとする。審議事項の採決にはいずれも議決権を基準にした多数決制を採用する。

- (1) 総 会 (通常総会、臨時総会)
- (2) 役員会 (定例役員会、臨時役員会)

(議決権)

第19条 前条に定める会議における議決権は、会員の世帯または法人につき1個を有する。

(総会の開催と運営)

第20条 総会の開催・運営については、次のとおりとする。

- (1) 構 成：総会は、会員をもって構成する。
- (2) 決議事項：次の事項を議決する。

- ①当該年度の活動計画および収支予算に関すること。
 - ②前年度の活動報告および収支決算に関すること。
 - ③会則の制定改廃に関すること。
 - ④会費の改訂に関すること。
 - ⑤役員の選任および解任に関すること。
 - ⑥その他、役員会より提案のあった本会運営にかかわる重要事項に関すること。
- (3) 開催：①通常総会は、年1回とし、5月に開催する。
 ②臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上もしくは監事から総会の目的事由を示して要請があったときに開催する。
- (4) 招集：①会長が招集する。
 ②前号②に基づいて臨時総会の要請があったときは、原則として、その日から15日以内に臨時総会を招集する。
 ③招集する場合は、総会の目的とする事項、日時および場所を記載した書面、または電磁的方法で、開催日の5日前までに通知する。
- (5) 議長：会長が総会に出席している会員の中から推薦し、議決に基づいて選任する。
- (6) 成立要件：会員数の5分の1以上の出席をもって成立する。総会が流会となった場合には30日以内に再度開催する。ただし、臨時総会が流会となった場合には、再度の開催は行わないこととする。
- (7) 議決：議事は出席者の過半数をもって決する。
 なお、議長は議決に加わる権利を有しないが、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- (8) 書面・電磁表決：やむを得ない事由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決、または会長を代理人として表決を委任することができる。
 この場合において、前(6)成立要件および前(7)議決の適用については、総会に出席したものとみなす。
- (9) 細則制定：総会は、本会則を実施するにあたって、次号記載の事項を記載した議事録を作成する。
- (10) 議事録：事務局は、次の事項を記載した議事録を作成する。
- ①総会の日時および場所
 - ②総会開催時点の会員数
 - ③出席者数および出席者名（書面・電磁表決、代理人表決者を含む。）
 - ④議決事項
 - ⑤議事の経過概要およびその結果

（役員会の開催と運営）

第21条 役員会の開催・運営は、次のとおりとする。

- (1) 構成：役員会は、監事を除く第13条に定める役員および事務局をもって構成する。
- (2) 議事項目：①議決事項
 ア．総会で議決した事項の執行に関すること。
 イ．本会の運営に関すること。
 ウ．議決権に関すること。
 エ．その他の必要事項。
 ②その他連絡事項
- (3) 開催：次のとおりとする。
- ①定例役員会は、年4回とする。
 - ②臨時役員会には、会長が必要と認めたとき、または、役員会構成員の5分の1以上から会議の目的の事項を示して要請があったときに

開催する。

- (4) 招 集：①会長が招集する。
②臨時役員会の要請があったときは、会長は、原則としてその日から15日以内にこれを招集する。また会長は、臨時役員会の目的とする事項、日時および場所を記載した書面または電磁的方法で、原則として開催の5日前までに他の役員に送付する。ただし、会長が緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りではない。
- (5) 議 長：会長がこれにあたる。
- (6) 成立要件：役員会の構成員数の3分の1以上の出席をもって成立する。
- (7) 議 決：議事は出席者の過半数をもって決する。
なお、議長は議決に加わる権利を有しないが、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- (8) 書面・電磁表決：やむを得ない事由により役員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決、または、他の役員を代理人として表決を委任する。
この場合において、前(6)成立要件および前(7)議決の適用については、役員会に出席したものとみなす。
- (9) 細則制定：役員会は、本会則を実施するにあたって、次号記載の事項を記載した議事録を作成する。
- (10) 議 事 録：事務局は、次の事項を記載した議事録を作成する。
 - ①役員会の日時および場所
 - ②役員会開催時点の役員数
 - ③出席者数および出席者名（書面・電磁表決者、代理人表決者を含む。）
 - ④議決事項
 - ⑤議事の経過概要およびその結果

以 上